

大月市地域公共交通会議設置要綱（令和4年大月市告示第51号）新旧対照表

書面決議 審議後（新）	書面決議 審議前（旧）
<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大月市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第11条 第2条各号に規定する事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</p> <p>（運賃分科会）</p> <p>第12条 前条の規定に基づく分科会として運賃分科会を置き、第2条第2号及び同条第3号に規定する事項のうち、乗合旅客運送の<u>運賃等</u>に関する事項について協議する。</p> <p>2 運賃分科会の構成員は、<u>法</u>第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>市長</u>又はその指名する職員</p> <p>(2) <u>当該運賃等</u>を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号_____）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大月市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第11条 第2条各号に規定する事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</p> <p>（運賃分科会）</p> <p>第12条 前条の規定に基づく分科会として運賃分科会を置き、第2条第2号及び同条第3号に規定する事項のうち、乗合旅客運送の<u>運賃及び料金</u>に関する事項について協議する。</p> <p>2 運賃分科会の構成員は、<u>道路運送法</u>第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>大月市長</u>又はその指名する職員</p> <p>(2) <u>運賃及び料金</u>を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p>

- (3) 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者
- 3 運賃分科会に運賃分科会長を置き、前項第1号に掲げる構成員をもつて充てる。
- 4 運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会長が定め、必要に応じて会議を招集する。
- 5 運賃分科会は、運賃分科会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 運賃分科会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、運賃分科会長の決するところによる。
- 7 運賃分科会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 8 運賃分科会長は、運賃分科会の協議結果を交通会議に報告するものとする。
- (事務局)
- 第13条 (略)
- (経費)
- 第14条 (略)
- (財務に関する事項)
- 第15条 (略)
- (交通会議が解散した場合の措置)

- (3) 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 大月市長が指名する住民の代表
- 3 運賃分科会に運賃分科会長を置き、大月市長が指名する職員が務める。
- 4 運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会長が定め、必要に応じて会議を招集する。
- 5 運賃分科会は、運賃分科会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 運賃分科会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、運賃分科会長の決するところによる。
- 7 交通会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 8 運賃分科会長は、運賃分科会の協議結果を交通会議に報告するものとする。
- (事務局)
- 第13条 (略)
- (経費)
- 第14条 (略)
- (財務に関する事項)
- 第15条 (略)
- (交通会議が解散した場合の措置)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

附 則

(会計年度の特例)

3 この交通会議の設立年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、この告示の施行の日から当該年度の3月31日までとする。

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

附 則

(会計年度の特例)

3 この交通会議の設立年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、この告示の施行の日から当該年度の3月31日までとする。